

成蹊大学内部質保証に関する規則

制 定 2014年3月5日
大 学 評 議 会
最新改正 2016年4月6日

(趣旨)

第1条 この規則は、成蹊大学（以下「本学」という。）における内部質保証に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 本学における「内部質保証」とは、成蹊大学学則第1条及び成蹊大学大学院学則第1条に掲げる目的の実現に向けて、組織及び活動を不断に検証し、その充実向上に努め、適切な水準にあることを自らの責任で説明・証明していく恒常的・継続的プロセスをいう。

(内部質保証の体制)

第3条 本学は、前条に掲げる恒常的・継続的プロセスを実現するため、組織、教育・研究活動及びその支援、学生の受入れ、修学・生活・進路支援、教育・研究環境の整備、管理運営・財務等に関する取組について点検・評価し、教育研究機関としての質の改善・向上を図り、学長自らの責任において説明・証明する体制を構築し、及び運用する。

2 前項に掲げる体制を全学的に統括し、内部質保証に係る重要事項を協議するため、学長の下に、成蹊大学内部質保証委員会（以下「内部質保証委員会」という。）を設置する。

(任務)

第4条 内部質保証委員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 内部質保証を実現する体制の整備、運用、検証及び改善方針の立案
- (2) 大学全体の自己点検・評価活動に関する方針の策定
- (3) 自己点検・評価活動における自己点検・評価委員会並びに各学部、研究科及び各部局への指示
- (4) 自己点検・評価活動の結果（外部評価等による指摘事項を含む。）に基づく全学にかかわる改善を要する事項の改善方法の検討

(構成及び運営)

第5条 内部質保証委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 副学長
- (2) 学部長
- (3) 研究科長
- (4) 機関長のうち学長が必要と認める者
- (5) 自己点検・評価委員会委員長
- (6) 企画運営部長
- (7) 教務部長
- (8) その他学長が委嘱する者

2 委員長は、前項第1号の委員のうちから学長が指名する。

3 第1号から第3号及び第5号から第7号に規定する委員の任期は、その職の在任期間とする。

4 第4号及び第8号に規定する委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 内部質保証委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

6 委員会は、委員長が必要と認めた者の出席を求め、意見を聴くことができる。

7 委員会に議事録を備え、議事進行の過程及び審議の結果並びに決定事項を記録する。

8 内部質保証委員会に関する事務は、企画運営部企画運営課が所管する。

(下部組織)

第6条 第4条に掲げる任務を実施するに当たり必要な事項を検討するため、内部質保証委員会の下に、自己点検・評価委員会を置く。

2 自己点検・評価活動の方法及び自己点検・評価委員会に関する事項は、別に定める。

(規則の改廃)

第7条 この規則の改廃は、大学評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則 (2014年3月5日制定)

この規則は、2014年4月1日から施行する。

附 則 (2015年6月3日一部改正)

この規則は、2015年6月3日から施行する。

附 則 (2016年4月6日一部改正)

この規則は、2016年4月6日から施行し、2016年4月1日から適用する。